

おい書館 No. 26

講演会

地域に生きる

図書館づくり

大澤正雄さん



一昨年訪れた朝霞図書館は、広い空間に、年令も利用する目的も様々な人たちが見事に調和しながら各々が楽しんでゐるのが印象に残りました。機械的になりがちな場所が家庭的な雰囲気が増え、どうしてなのかと思ひながら帰ってまいりました。その時の館長と、今春から埼玉県鶴ヶ島市立図書館建設準備室

長に就任された大澤正雄さんのお話を今回伺いました。

市民が求める図書館とは

各々の特色が図書館にはあります。閉架式で受験生の利用が多く勉強中心の時代から、沢山の人が利用できるとする図書館を市民が求める時代となりました。これからの図書館は、本を全く読まない人や雰囲気を楽しむ人も図書館に迎え入れ、生活情報が得られることが大事です。又、今受験期で本を読めない子も、余裕ができて息抜きの場として利用すれば、図書館の利用も高くなります。雑誌・新聞などの情報源をいち早く入手し、五〇〇〇種の蔵書を準備することと様々な考え方を得ることが大切です。今図書館は、市民の知る権利のサービスを多角的に考えていくこ

とが必要です。



公立図書館の新しい役割と任務

単に情報を伝えるだけでなく、逆に人々の知識や情報を集め、運営していくことと図書館の資料が五倍にも十倍にも使われる価値がでてきます。図書館がどのように役に立つか、どう仕事をするか、行財政にどういう役割があるのか、地域の市民がどういう要求を持っていくか等、市民と一緒に考えていくことが、文化と教育力を育てる基本となるのです。

図書館における

貸出しの役割

(知識と情報の共有化)

自立した市民を育てる

図書館の資料収集は原則的にはどんな本でも置くべきで、選ぶのは市民です。結果として資料構成が変化します。秘密を守る点では、オウム事件、T.V.ドラマにも出てきました。個人の内用内容を図書館が第三者に提示することは、プライバシーを侵害する問題です。人権は誰でも守らなければいけないのが、民主主義、基本的人権であり、図書館もそうです。理念としては、図書館は平和でなければ発展しません。国民主権が民主主義の根幹です。私たち主権者であることの保障をはっきり示していくことが大事です。真実を学び、

知る権利、学習する権利の保障に反映すべきです。

貸出しについては、レファレンス

と同等であり、図書館の仕事の根幹的業務はレファレンスです。七

十年代、貸し出し至上主義中心に発展し、現在はコンピュータで

処理できるの司書不必要論もありますが、貸出し

一つでも図書館全体の中

の位置づけの大事さを知らないからです。



職員の役割と

館長の任務

重要な点は、市民に対して精

びついた仕事をどうしていくかです。館員の質、人間性が大きく影響しますが、館長の指導で

変わります。

市民と図書館

図書館は、税金で成り立って

います。住民に支えられてこそ、きちんとした運営ができるので

す。鶴ヶ島では一昨年住民懇談会を公募し、新しい図書館の運

営についての話し合いを続けています。会と図書館とやり合う

ことで、職員が考えることになります。

まとまりのつかない文章です

が、思わずうなづいてしまった

り、大澤さんの深い思いに感動したりした講演でした。この感動を松戸で実感できるようにしたいですね。

(菊地 志枝)

発行「おーい図書館」

連絡先 青木和子

松戸市総合ハニ。文。0473(67)5384